

市区町村別集計項目(推進体制等)

香川県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						7	13	5				17					
37	201	高松市	男女共同参画・協働推進課	1	1	1	1					3	第5次たかまつ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	202	丸亀市	男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		0	第4次男女共同参画プランまるがめ	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	203	坂出市	人権課	1	2	0	1					3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
37	204	善通寺市	人権課	1	2	1	1					0	善通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
37	205	観音寺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1					0	第2次観音寺市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		0	第2次さぬき市男女共同参画プラン(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	0	1					0	第3次東かがわ市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	208	三豊市	市民環境部 人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		0	第3次三豊市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	322	土庄町	住民環境課人権推進室	1	2	0	0					0	とのしょう男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	0	1					0	小豆島町いきいきプラン~第2次男女共同参画基本計画~	2016年6月 ~ 2026年3月	1	1	
37	341	三木町	人権推進課	1	2	0	0					0	三木町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
37	364	直島町	教育委員会	2	2	0	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		0	直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
37	386	宇多津町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0					0	第2次宇多津町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	0	1					0	(第2次綾川町男女共同参画プラン)	2019年4月 ~ 2029年3月	1	0	
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	0	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		0	第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年4月	1	1	
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1					0	第3次たどつ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	0	0					0	(第3次まんのう町男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2026年3月	1	0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			1							0	1	0	1	0	0	1	0
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	サンフリー高松	760-0068	高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○		○			○	
37	202	丸亀市															
37	203	坂出市															
37	204	普通寺市															
37	205	観音寺市															
37	206	さぬき市															
37	207	東かがわ市															
37	208	三豊市															
37	322	土庄町															
37	324	小豆島町															
37	341	三木町															
37	364	直島町															
37	386	宇多津町															
37	387	綾川町															
37	403	琴平町															
37	404	多度津町															
37	406	まんのう町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他	
			1						1	1	1	1	1	1	0	0	0	
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	1995年8月1日	6	6	4,190	○	○	○	○	○	○					学習研修室の運営等
37	202	丸亀市			0	0	0											
37	203	坂出市			0	0	0											
37	204	善通寺市			0	0	0											
37	205	観音寺市			0	0	0											
37	206	さぬき市			0	0	0											
37	207	東かがわ市			0	0	0											
37	208	三豊市			0	0	0											
37	322	土庄町			0	0	0											
37	324	小豆島町			0	0	0											
37	341	三木町			0	0	0											
37	364	直島町			0	0	0											
37	386	宇多津町			0	0	0											
37	387	綾川町			0	0	0											
37	403	琴平町			0	0	0											
37	404	多度津町			0	0	0											
37	406	まんのう町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	6,303	786	12.5
37	201	高松市	1997年12月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							2520	403	16.0
37	202	丸亀市	2005年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							856	140	16.4
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	25	7.7
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							323	37	11.5
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							260	7	2.7
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	33	9.0
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	14	7.7
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							533	39	7.3
37	322	土庄町										1	0	0.0	0	0		54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0			
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	5	10.4
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	379	52	13.7
37	403	琴平町										1	0	0.0	0	0		113	10	8.8
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	11	9.2
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	184	9	4.9

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード							
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	市町村防災会議(委員のみ)		市町村防災会議(会長を含む)		目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
																								総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数							うち女性委員数	女性比率(%)
	小計				511	439	6,194	1,855	29.9				473	424	5,878	1,740	29.6	92	63	621	94	15.1	391	51	13.0	405	51	12.6							
37	201 高松市	44.0	2027年3月	100	98	1,391	531	38.2	*法律により設置されている審議会、要綱等により設置されている懇談会、会議等	66	66	859	329	38.3	6	5	45	13	28.9	50	3	6.0	51	3	5.9	1		1			1				
37	202 丸亀市	45.0	2027年3月	56	55	653	283	43.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、丸亀市附属機関設置条例・個別条例等に基づく審議会等、政令に基づく規則により設置したもの	50	50	618	275	44.5	6	5	35	8	22.9	28	10	35.7	29	10	34.5	1		1			1				
37	203 坂出市	30.0	2026年3月	32	26	363	74	20.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	32	26	363	74	20.4	6	4	43	5	11.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1			1				
37	204 善通寺市	40.0	2028年3月	32	31	268	74	27.6	条例・規則等により設置されている審議会	32	31	268	74	27.6	6	4	35	6	17.1	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1			1				
37	205 観音寺市	30.0	2024年3月	44	30	497	106	21.3	法律若しくはそれに基づき政令または条例に基づき設置されている審議会等(広域除く)	44	30	497	106	21.3	6	5	66	5	7.6	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1			1				
37	206 さぬき市	35.0	2024年4月	56	43	532	167	31.4	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づくもの	24	23	283	98	34.6	5	3	62	8	12.9	35	7	20.0	36	7	19.4	1		1			1				
37	207 東かがわ市	35.0	2023年3月	32	32	346	120	34.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	32	32	346	120	34.7	5	3	31	6	19.4									1		1					
37	208 三豊市	30.0	2023年3月	40	32	682	176	25.8	法令・条例に基づく審議会・各種委員会	38	31	667	171	25.6	6	3	39	5	12.8	15	5	33.3	16	5	31.3	1		1			1				
37	322 土庄町	50.0	2024年3月	39	26	418	59	14.1	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等、土庄町条例・規則及び要綱により設置されている委員会・審議会	21	15	259	31	12.0	5	2	27	2	7.4	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1			1				
37	324 小豆島町	23.0	2026年3月	19	14	252	56	22.2	条例で定めている委員会・審議会など	19	15	252	59	23.4	5	4	27	4	14.8	31	6	19.4	32	6	18.8	1		1			1				
37	341 三木町									16	14	197	55	27.9	5	1	49	2	4.1	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1			1				
37	364 唐島町									9	9	86	18	20.9	5	4	20	5	25.0	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1			1				
37	388 宇多津町	30.0	2023年3月	23	20	243	65	26.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	21	18	209	48	23.0	5	3	22	4	18.2	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1			1				
37	387 綾川町	30.0	2023年3月	21	16	358	84	23.5	地方自治法第180条の5及び202条の3	15	14	220	64	29.1	5	4	32	6	18.8	25	3	12.0	25	3	12.0	1		1			1				
37	403 綾平町									19	16	159	36	22.6	5	4	25	4	16.0								1		1						
37	404 多度津町	30.0	2026年3月	17	16	191	50	26.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域の審議会は除く)	17	16	191	50	26.2	5	4	27	4	14.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1			1				
37	406 まんのう町									10	10	150	40	26.7	5	4	32	6	18.8	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1			1				

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

香川県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)						
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数		女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)			
												8	8	254	92	36.2	1	1	4	1	25.0								
		高松市											0	0	0	0													
		丸亀市											0	0	0	0													
		坂出市											0	0	0	0													
		善通寺市											0	0	0	0													
		観音寺市											2	2	80	26	32.5	0	0	0									
		さぬき市											1	1	45	20	44.4	0	0	0									
		東かがわ市											0	0	0	0													
		三豊市											0	0	0	0													
		土庄町											2	2	35	10	28.6	0	0	0									
		小豆島町											0	0	0	0													
		三木町											0	0	0	0													
		直島町											0	0	0	0													
		宇多津町											2	2	34	17	50.0	0	0	0									
		綾川町											0	0	0	0													
		琴平町											0	0	0	0													
		多度津町											1	1	60	19	31.7	0	0	0									
		まんのう町											0	0	0	0													

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村名	管理職の在職状況																				職務上の地位別職員在職状況												調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部署への配置状況					調査時点コード	その他			
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職				うち一般行政職				消防部・危機管理部署	うち女性数	うち女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	うち女性比率(%)															
		管理職総数	うち女性数	うち女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	うち女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	うち女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	うち女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	うち女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	うち女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	うち女性比率(%)	係長相当職	うち女性数							うち女性比率(%)	係長相当職	うち女性数			うち女性比率(%)									
		775	125	16.1	555	75	13.5	106	9	8.3	69	6	8.7	70	16	22.9	35	4	11.4	597	100	16.8	451	65							14.4	1,546	650			42.0	943	274	29.1	2,117			878	41.5	1,101
37 201	高松市	216	29	13.3	131	12	9.2	22	3	13.6	15	3	20.0	58	14	24.1	28	4	14.3	138	12	8.7	88	5	5.7	286	74	25.9	163	24	14.7	947	300	31.7	439	123	28.0	1	8	1	12.5	2	0	0.0	1
37 202	丸亀市	92	10	10.8	45	6	13.3	12	3	25.0	9	2	22.2	0	0	0	0	0	0	50	7	14.0	36	6	16.7	99	43	43.4	49	15	30.6	128	63	50.0	67	36	53.7	1	26	3	11.5	5	0	0.0	1
37 203	坂出市	91	10	11.0	46	8	17.4	31	3	9.7	9	1	11.1	2	0	0.0	1	0	0.0	58	7	12.1	36	7	19.4	99	39	39.4	58	20	34.5	130	51	39.2	70	29	37.1	1	6	1	16.7	3	0	0.0	1
37 204	香濃町	45	11	24.4	32	4	12.5	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	38	11	28.9	26	4	15.4	54	18	33.3	32	8	28.1	50	16	32.0	30	9	30.0	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1
37 205	観音寺市	44	2	4.5	42	2	4.8	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	35	2	5.7	33	2	6.1	117	65	55.6	75	28	37.3	71	38	53.5	48	18	37.5	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1
37 206	さぬき市	89	18	20.1	40	6	15.0	12	0	0.0	7	0	0.0	3	1	33.3	0	0	0	54	17	31.5	33	6	18.2	271	154	56.8	114	45	39.5	168	119	70.8	52	19	36.5	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1
37 207	まなかがわ市	29	8	27.6	24	5	20.8	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	8	32.0	20	5	25.0	120	52	43.3	86	31	36.0	88	47	53.4	47	13	27.7	1	6	2	33.3	1	0	0.0	1
37 208	三豊市	57	12	21.1	52	10	19.2	11	0	0.0	10	0	0.0	6	1	16.7	5	0	0.0	40	11	27.5	37	10	27.0	220	109	49.5	139	41	29.5	154	96	62.3	67	20	29.9	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1
37 322	土佐町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	25.0	12	3	25.0	31	4	12.9	31	4	12.9	28	5	17.9	28	5	17.9	1	0	0	0.0	0	0	0.0	1
37 324	小豆島町	27	4	14.8	22	3	13.6	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	26	4	15.4	21	3	14.3	29	7	24.1	26	6	23.1	62	18	29.0	51	14	27.5	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1
37 341	三木町	21	3	14.3	20	2	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	3	14.3	20	2	10.0	57	25	43.9	44	14	31.8	58	27	46.6	35	7	20.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
37 354	直島町	13	3	23.1	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3	23.1	12	2	16.7	15	6	40.0	15	6	40.0	28	15	53.6	16	4	25.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
37 388	宇多津町	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	10.0	10	1	10.0	22	11	50.0	14	5	35.7	18	8	44.4	12	5	41.7	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1
37 387	綾川町	19	5	26.3	14	3	21.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	5	26.3	14	3	21.4	40	21	52.5	36	17	47.2	69	32	46.4	59	27	45.8	1	11	2	18.2	2	0	0.0	1
37 403	琴平町	28	2	7.1	27	2	7.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2	7.1	27	2	7.4	12	1	8.3	12	1	8.3	16	6	37.5	16	6	37.5	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
37 404	多度津町	15	3	20.0	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3	20.0	12	3	25.0	37	8	21.6	24	4	16.7	43	13	30.2	21	4	19.0	1	38	1	2.6	1	0	0.0	1
37 406	まんのう町	15	1	6.7	14	1	7.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	6.7	14	1	7.1	37	13	35.1	25	4	16.0	61	24	39.3	43	11	25.6	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1

調査時点		調査対象は2022年7月1日(その他2022年4月1日)		市区町村議会の議員の高立支援体制に関する調査															
都 道 府 県	市 区 村 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の高立支援体制に関する調査				市区町村議会の議員の高立支援体制に関する調査				市区町村議会の議員の高立支援体制に関する調査							
				問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休等 を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択した場 合、産前産後 期間の明記はある か。	問4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期 間の範囲について減額規定はあ るか。	問6 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
		1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例も判断した こともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも表 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例				配偶者の 出産							
			議 会 名	1の合計	2の合計	3の合計	4の合計	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
				12	0	0	5	1	15			15	15	15	15	14	11		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				高松市職員旧姓使用取扱要綱				高松市議会議員規程				高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例							
37	高松市	1	第1条 略 第2条 職員は、旧姓の使用又は中止に関し届け出をしようとするときは、特に定めるもののほか市長若しくは、所属長を経て人事課長に提出しなければならない。	高松市議会	1	2	1		第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1									
37	丸亀市	1	丸亀市職員の旧姓使用に関する規定 第2条 職員は、任命書等に届出をして、専ら議員の間で使用している文章、職員の呼称又は特定の文章で職務遂行上若しくは事務処理上において、旧姓を使用することができる。	丸亀市議会	1	2	1		丸亀市議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
37	坂出市	1	坂出市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、坂出市職員が、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合に、その後も引き続き当該改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	坂出市議会	1	3	1		坂出市議会議員規程 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
37	善通寺市	4		善通寺市議会	1	3	1		善通寺市議会議員規程 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
37	観音寺市	1	観音寺市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の特例)第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を経て市長に提出しなければならない。	観音寺市議会	1	4	2			2									

都 道 区	市 町 村	議員の選称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠産事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、産前産後期間に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休職期間の明記については該項の規定はあるか。	問6 問1で1を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の休職と生活の両立の観点からの欠産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定がないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
コ コ ロ シ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
37	市	さぬき市議員旧姓使用取扱要綱 (要綱すべてにわたり規定) ○さぬき市議員旧姓使用取扱要綱 平成22年5月14日 知令第4号 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員(さぬき市議員定数条例(平成14年さぬき市条例第27号)の適用を受ける者)のうち、以下(1)に規定する議員、地方を養育しやむを得ない事情を理由とするため、議員が所属、妻子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めたこと(以下「旧姓」という。)を認めることに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、その文書等の種類の例は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その文書等の種類の例は、別表第2に掲げるものとする。 (1) 議員の身分に係るもの (2) 公務の行使に係るもの (3) 議員の権利及び義務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの (旧姓使用の承認期間) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として、新たに採用された議員にあっては採用の日以後速やかに、その他の議員にあっては履歴事項異動届の提出の期しななければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)を、所属長を経由して当該議員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用を承認された議員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 2 旧姓の使用を承認された議員において、戸籍上の氏と旧姓が同一となるに至った場合は、旧姓の使用の承認は取り消されたものとみなす。この場合においては、前条の規定にかかわらず、旧姓使用中止届の提出を要しない。 他の任命権者から承認を受けた議員の取扱い 第6条 旧姓の使用の承認を受けた議員が、人事異動により他の任命権者に任用されたときは、承認を受けたことを証する書類を当該任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条第1項及び第4条第2項の手続きを省略することができるものとする。 (旧姓使用委員会) 第7条 総務部秘書広報課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対し、又は職場内において職務や業務を遂行しないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属議員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。 (施行期日) 1 この要綱は、平成22年5月14日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた議員が、旧姓の使用を希望する場合は、取扱いの承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 附 (令和4年知令第5号) (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれ要綱で定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 別表第1(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもの 職場での呼称 議員名 名札 職務分掌表 産前産後届 名刺	さぬき市議会	1	3	1		3			1	1	1	1	1	4

都 道 府 市 町 村	区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
			議員の出産を欠産事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定はないが、運用上認められているか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、運用上も認めていないか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、過去に事例がないか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、過去に事例があるか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、過去に事例がないか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、過去に事例があるか。	議員の出産を欠産事由として明記した規定がなく、過去に事例がないか。						
コ コ ノ イ リ イ ド	市 町 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	議員の体事と生活の両立の観点からの欠産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
37	##	さぬき市	市内電子メールに用いるユーザー名 市内宛て文書 復命書 事務連絡書 表彰状 出勤簿 休暇簿 各種休暇届 欠勤簿 報告等報告書 旅行命令簿 申請出勤簿、休日勤務及び夜間勤務命令簿 週休日の振替等命令簿 職務専念義務免除承認申請書 自己申告書 人事異動内示 職員異動応答 報告・回答文書 その他任命権者が適当と認めるもの 加算(第2条第2項関係) 基準 文書等の種類の例 (1) 議員の身分に係るもの 身分証明書 身分証明書 職歴証明書 在職証明書 録音書 人事記録簿 宣誓書 選別簿 (2) 公権力の行使に係るもの 検状、立入検査等法令に基づく行政処分に関する文書 その他職務の執行にまつて行政処分に関する文書 (3) 議員の権利及び義務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 市に対する債権(給付、旅費等)及び債務に関するもの 共済組合及び互助会に関するもの 公務災害補償請求書 (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの 契約書 入札執行通知書 (5) その他任命権者が特に指定するもの 紀要文書	議 会 名	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	議員の体事と生活の両立の観点からの欠産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
37	##	東かがわ市	4	東かがわ市議会	1	2	1	東かがわ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
37	##	三豊市	1	三豊市議会	1	2	1	三豊市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第1条 委員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
37	##	土庄町	4	土庄町議会	1	3	1	土庄町議会会議規則(平成3年土庄町議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
37	##	小豆島町	1	小豆島町議会	1	3	1	小豆島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	議員の体事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
コ コ リ イ 村 ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断した事例もない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産産後期間よりも長い。 2. 労働基準法65条の産産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産産後期間を明記した規定がある。 2. 産産後期間を明記した規定はない。	問1で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。 問2で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。 問3で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。 問4で1を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
37 三木町	4	三木町議会	1	2	1	三木町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
37 直島町	1	直島町議会	1	2	1	直島町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
37 宇多津町	1	宇多津町議会	1	2	1	宇多津町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	2
37 綾川町	1	綾川町議会	1	2	1	綾川町議会議員規則 第2条 第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
37 琴平町	1	琴平町議会	1	2	1	琴平町議会議員規則の一部を改正する規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
37 多度津町	4	多度津町議会	1	2	1	多度津町議会議員規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
37 まんのう町	1	まんのう町議会	1	2	1	まんのう町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	2

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む。)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
	市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	「防1 倫理にハラスメント防止に関する取組を定す等」 「相2 関係する議員の選任が定ト」 「向防3 研修を行う」 「4 その他」		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
	区	0	0	3	1	0	0	0		0	1	1		2		
	市	0	3	3	0	0	0	0		1	1	1		13		
	市	0	0	11	0	0	2	0		1	15	0		2		
	市	17	14		0	0	0	0				15				
37	高松市	4	4	3							3	1		1	高松市議会議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、高松市議会議員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を議会活動に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 「高松市地域防災計画」 高松市災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、ボランティア団体及びNPO等と連携し、平常時から当該団体の活動支援(リーダーの育成を図るとも)に、災害時において協定による災害ボランティアセンターの設置など、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。 関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。 また、高松市災害ボランティア連絡会、ボランティア団体及びNPO等の連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災ニーズ等の情報提供対策等について連携を推進する。 災害が発生したとき、速やかに高松市災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。 ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。 災害ボランティアセンターからの要請に基づき職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援を行う。	
37	丸亀市	4	4	1		3				3	3	2		2	①選挙権を初めて有することとなる高校生との意見交換や情報発信、共有を目的に意見交換会を開催しており、男女を問わず将来的な政治に対する関心につなげている。 ②選挙権職エリアに親子室を設け、子育て中の女性などが議会を傍聴できる環境を整備している。	
37	坂出市	4	4	3							3	4		2		
37	善通寺市	4	2	3							3	4		2		
37	観音寺市	4	4	2							3	4		2		
37	北条市	4	4	2							3	4		2		
37	まがひ市	4	4	3							3	4		3		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要ない場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 防1 倫止 2. 相に2 談 3. 向防3 け止 4. 研にハ 口を講 するよ っ議ン 員ト その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
37	三豊市	4	4	1	1			3	4		2		
37	本庄町	4	4	3				3	4		2		
37	小豆島町	4	2	2				1	4		2		
37	三木町	4	4	3				3	4		2		
37	直島町	4	4	3					3	4	1	直島町地域防災計画(令和元年度版) 第14節 避難計画 7 避難所の運営(指揮管理課・福祉部) ※福祉(任意)福祉、教育委員会 (6)町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や強光灯が配備された避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	
37	王金津町	4	4	3				3	4		2		
37	徳川町	4	4	2				2	4		3		
37	三好町	4	4	3				3	4		2		
37	金原津町	4	2	3				3	4		2		
37	吾人のつ町	4	4	1				2	3		4		